

犯罪被害者等給付金裁定のための調査事項について

1 関係者の人定特定に関する事項

- (1) 被害者（本籍、住所、職業、氏名、性別、生年月日、申請者以外の第一順位遺族の有無、生計維持関係遺族の有無等）
- (2) 加害者（本籍、住所、職業、氏名、性別、生年月日、前科前歴、刑事事件における処分結果等）
- (3) 申請者（本籍、住所、職業、氏名、性別、生年月日、被害者との続柄等）

2 犯罪被害に関する事項

- (1) 罪名、罰条（認知時、逮捕時、起訴時、判決時）
- (2) 発生年月日時、場所
- (3) 被害者死亡の場合の死亡年月日時、場所
- (4) 加害者が犯行を行うに至った直接の原因・動機及び遠因
- (5) 犯行状況

3 減額等に関する事項

- (1) 被害者・加害者間に、親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったかどうか
- (2) 被害者に、犯罪行為の誘発行為、容認行為等があったかどうか
- (3) 被害者が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属しているかどうか
- (4) 犯罪被害について、被害者に不注意又は不適切な行為があったかどうか
- (5) 被害者・加害者の関係で、金銭関係や男女関係のトラブル等、その他の事情から見て給付金を支給することが社会常識に照らし適切でないと認められるかどうか
- (6) 労災保険その他の公的な支給が行われているかどうか
- (7) 加害者側から損害賠償があったかどうか（又は加害者側にその能力・意思があるかどうか）

4 給付金の額に関する事項

- (1) 被害者の収入日額、休業損害額
- (2) 被害者の加療（入院）期間、医療費自己負担額